

諮問庁：検事総長

諮問日：令和7年9月1日（令和7年（行個）諮問第240号ないし同第242号）及び同月3日（同第243号）

答申日：令和8年2月27日（令和7年度（行個）答申第209号ないし同第212号）

事件名：本人に係る裁判確定記録等の不開示決定（適用除外）に関する件  
本人に係る裁判確定記録等の不開示決定（適用除外）に関する件  
本人に係る裁判確定記録等の不開示決定（適用除外）に関する件  
本人に係る裁判確定記録等の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表の4欄に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく各開示請求に対し、別表の3欄に掲げる日付及び文書番号により別表の2欄に掲げる者（以下、併せて「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する各審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

##### （1）各審査請求書

別紙1のとおり。

##### （2）各意見書

別紙2のとおり。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）本件各開示請求の内容は、本件対象保有個人情報である。

##### （2）処分庁の決定

処分庁は、本件各開示請求に対し、「本件開示請求は、刑事事件の捜査の過程で作成・取得された文書に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであるところ、その存否はさておき、その請求自体からし

て、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第2項の規定により、法第5章第4節の適用が除外されている「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するため。」との理由を示して、各不開示決定（原処分）をした。

## 2 諮問庁の判断及び理由

### (1) 諮問の要旨

本件各審査請求は、全部不開示とした原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の全部開示を求めるものであると解されるところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めた。

その理由は、以下のとおりである。

### (2) 本件各開示請求が「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」の開示を求めるものであること

「訴訟に関する書類」とは、刑事事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、法の規定が適用されないこととされたものである。

また、刑訴法53条の2第2項は、法の適用除外について規定しているところ、この規定が、その適用除外対象について、「訴訟記録」に限らず、刑訴法47条と同一の文言を用いて、「訴訟に関する書類」と規定していることからすると、刑事事件に関して作成された書類の全てが同項の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しも「訴訟に関する書類」に含まれると解することが相当である。

以上を前提として検討すると、本件各開示請求は、裁判確定記録、不起訴記録及び事件記録に記録された保有個人情報の開示を求めるものであって、訴訟に関する書類に記録されている個人情報の開示を求めるものであることは明らかである。

### (3) 結論

したがって、本件各審査請求には理由がなく、処分庁のした原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年9月1日 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第240号ないし同第242号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月3日 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第243号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年10月20日 審査請求人から意見書1を收受（令和7年（行個）諮問第243号）
- ⑥ 同月23日 審査請求人から意見書2を收受（同上）
- ⑦ 同年11月21日 審査請求人から意見書3（令和7年（行個）諮問第240号）、意見書4（令和7年（行個）諮問第241号）及び意見書5（令和7年（行個）諮問第242号）を收受
- ⑧ 令和8年2月20日 令和7年（行個）諮問第240号ないし同第243号の併合及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の適用が除外されるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

##### 2 法第5章第4節の規定の適用の可否について

###### (1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるところ、同項がこれを法の規定の適用から除外した趣旨及び法の適用除外の対象については、諮問庁が上記第3の2（2）で説明するのとおりである。

###### (2) 「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」該当性

各審査請求書及び各意見書の文言も踏まえると、本件各開示請求は、特定の刑事事件に関して作成された裁判確定記録、不起訴記録及び刑事

事件の事件記録に記録された保有個人情報を対象とするものであると認められる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められることから、法の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも趣旨が明らかではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢麿、委員 中村真由美

## 別表

1 諮問番号	2 処分庁	3 原処分の年月日等	4 本件対象保有個人情報記録された文書
令和7年（行個）諮問第240号	特定地方検察庁 A検事正	令和7年3月5日 付け○地企第107号	「裁判確定記録」の文書、「不起訴記録」（刑事事件の記録）の文書、「事件記録」（刑事事件）の文書
令和7年（行個）諮問第241号	特定地方検察庁 B検事正	令和7年3月5日 付け○地検企第5172号	「裁判確定記録」の文書、「不起訴記録（刑事事件の記録）」の文書、「事件記録」（刑事事件）の文書
令和7年（行個）諮問第242号	特定地方検察庁 C検事正	令和7年3月6日 付け○地企第1047号	「裁判確定記録」文書、「不起訴記録」（刑事事件）の文書、「事件記録」（刑事事件）の文書、上記3つの記録で平成9年1月から平成13年3月迄と平成18年3月から現在迄の記録開示希望します。
令和7年（行個）諮問第243号	特定高等検察庁 検事長	令和7年3月10日 付け○高企第113号	「裁判確定記録」の文書、「不起訴記録」（刑事事件の記録）の文書、「事件記録」（刑事事件）の文書

## 別紙1 各審査請求書

### (1) 諮問第240号

(略)

全部(〇〇〔〇〇年〇〇月〇〇日〕居住無。のみの名前に係る「裁判確定記録」の文書、「不起訴記録」(刑事事件の記録)の文書、「事件記録」(刑事事件)の文書に記録された保有個人情報の不開示決定の取消し開示を求む。

### (2) 諮問第241号

(略)

私が、保有個人情報開示請求の件で裁判をして、刑事事件を偽名〇〇で、やっている人が3人わかった。(略)

また、〇〇が、偽名〇〇で、(〇〇年か〇〇年〇〇月頃に、入所した事実の有無及び当該在所期間に係る情報〇〇刑務所保有)で、本人以外偽名〇〇の名前で、民事事件で、裁判した。それから、本人が〇〇年か〇〇地方法務局との保有個人情報開示請求の件で裁判した時に、1回は、〇〇の裁判所で2回目は、〇〇地方裁判所で、その当時偽名〇〇での民事事件や刑事事件の裁判があったと知った。〇〇地方裁判所に、答弁書を提出しに行った時だった。「その〇〇が、起こした偽名〇〇の事件は、もの凄く痛ましい死体の死刑判決の保険金殺人事件ですごくひどい事件」と〇〇地方裁判所の職員が、言っていて、「〇〇本人に係る情報だ。」と言われてひどくショックを受けた。その事件の判決日は、本人の誕生日近辺(〇〇月〇〇日)に死刑判決が下されて、「こんな女生まれてこなかったらよかったのに」と言われたのを、聞いたので、「是非見せて下さい。」と言って調べて貰ったら、「コンピューターで隠されている案件」と〇〇地方裁判所の職員に言われて情報が出てこなかった。また、「もし、裁判の番号が分かっても裁判書類が取られて無いかもしれない。そういう事をする人」と〇〇年頃に、〇〇地方裁判所の職員に言われてしまった。しかし、是非見たい。裁判書類を作らせてでも見ておくことを、望む。

(略)

それから、〇〇が、〇〇会社〇〇営業所と〇〇会社の〇〇で「偽名登録して事件を多々起こした。傷害事件や贈賄等が偽名〇〇の名で、不起訴処分になっている。」と〇〇地方法務局の職員から聞いたので「不起訴記録」(刑事事件の記録)の文書を開示求む。その〇〇が、偽名登録〇〇で起こした刑事事件の担当者が〇〇県警〇〇署の〇〇部長でそれは、担当者亡き後ファイルが取られて見つからず係る本人が見て詳しく知る事が出来ずにいる。それらの開示を求む。

(略)

(3) 諮問第242号

刑事事件の履歴書詐欺が正しい履歴書なのに、全部で53件もある。

(略)

また、〇〇会社〇〇で、〇〇が偽名登録して偽名〇〇で営業していた。その後、偽名〇〇の名前で〇〇病院に、入院していて、〇〇年〇〇月〇〇日頃に、職員1人殺して脱走した。(あわてて脱走したので偽名〇〇の国民健康保険証等残したままだった。)それを、本人が確認した。また、〇〇病院通院(〇〇年頃に、偽名〇〇のマイナンバー・カードと健康保険証とお薬手帳を使用しているのを見た。)後、〇〇病院入院して通院していた。(〇〇年)〇〇病者解除で「不起訴記録」(刑事事件)の文書に偽名〇〇で入院し通院しているので、記録が有ると思う。全開示を求む。

(4) 諮問第243号

全部(〇〇〔〇〇年〇〇月〇〇日〕居住無。のみの名前に係る「裁判確定記録」の文書、「不起訴記録」(刑事事件の記録)の文書、「事件記録」(刑事事件)の文書に記録された保有個人情報の不開示決定の取消し開示を求む。偽名〇〇の裁判書類を刑事事件にして欲しい。

## 別紙2 各意見書

(1) 令和7年10月20日受付意見書（諮問第243号）（第4において「意見書1」という。）

「裁判確定記録」の文書

私の裁判確定記録は、無い。刑事裁判が無い。はずなのに、私に係る個人情報なので記録等があれば、開示したい。教えて欲しい。

しかし、無いはずだが、〇〇刑務所に、聞きに行ったら〇〇数回と〇〇が、私に、着せて入所して脱獄した。と聞いた。その入所した事件について知りたい。開示を希望。

それと、私は、脱獄も脱走もしていないのに、〇〇県〇〇市〇〇区役所の保険窓口の国民健康保険証が偽名〇〇で多く作られていて使用されている。その一枚を見せたので複写させてもらおうとしたら、〇〇県警察官の〇〇警官が私の右足を警棒を振るって骨折させた。辞めさせて欲しい。痛くて震えるような感情を抑えていていた。暫くして、入院してた。

「不起訴記録」の文書

〇〇年に、特定地方検察庁Cの職員から保有個人情報の開示請求をしていたら、「不起訴記録」が多過ぎると指摘された。〇〇で「不起訴記録」の情報があるのか、知りたい。開示を希望。

「事件記録」の文書

学歴詐欺罪

（略）参照の人は、学歴詐欺を何回もやった。その人達に再犯の人が多く私が、そのせいか国の情報が、「中卒になっている。」ときいた。〇〇年の〇〇会社〇〇法人〇〇営業部以降仕事が決まらない。

それも、提出した履歴書が、正しい履歴書なのに、詐欺罪になった。学歴を取る人は、再犯が多く。〇〇大学大学院を受けた時も、〇〇大学〇〇学部を受けた時も〇〇県で、〇〇県〇〇市でも、受けるごとに、正しい履歴書が履歴書になった。正しい履歴書なのに、履歴書詐欺罪になるので提出するのが、不安で心配になった。それで、希望する就職先が見つからなかった。収入が得られず、同等以上の学歴を持つ友人や恋人をも望めないのか、努力と時間とお金を費やしたのにその甲斐がなく不法に盗み取る人に、怒りを覚えた。損害賠償請求をしたい。それと、やっとなに、〇〇〇〇大学〇〇学部〇〇学科の〇〇が事件にしてくれたのに、何故証拠が全部でそろって、かつ、事件にしてくれた〇〇が、〇〇大学〇〇キャンパス内の敷地で、惨たらしい集団リンチに合い殺された等のもとても酷い事件を起こした人たちが、捕まらないのか。「事件記録」の文書の捜査記録「刑事記録」をみたい。開示してもらいたい。

〇〇事件

〇〇大学〇〇学部〇〇学科の時の同級生の男の家とか職場に訪れたこともないのに、私の名前の〇〇の物が盗難されたときに落ちていたとかで、家の前に怒鳴り込みに来たが、「私では、無い。」「私は、知らなかった。」何のことかさっぱり分からず、怒りをぶつけられて警察に相談した。身に覚えが、無いが恨みを買ったらしい。そういう時は、「警察を通す様に」との指示でその様にする事にしている。それらも、気にはなっている。犯人は、〇〇だそう。知りたい。開示希望。

#### 〇〇の夫殺人事件

〇〇年の〇〇の夫の「〇〇殺人」事件の遺体が私の名前で吐いて出たのか。〇〇から聞き、私では無いと手紙を書いてみた。

#### 〇〇団地

身元保証人や保証会社が駄目で、〇〇を当たることにした。〇〇団地に、〇〇が私の名前で生活保護不正受給している物件があり、〇〇の本社勤務の部長数十名を殺した容疑が私に係っている事を知った。私は、そこに住んでいないし、住んだ事も無いし、生活保護受給者でも無い。何も知らなかった。随分とひどいわ。死刑になれ〇〇。と思った。それは、何故私に、容疑がかかっているかを、知りたい。捜査記録（刑事記録）開示希望。

#### 〇〇の事件

〇〇会社の本社の社長秘書に、娘をさせたくて、優秀な秘書を数十人殺した。そして、〇〇年〇〇月頃に、〇〇大学病院〇〇科に私の名前で入院しているのを私は、見た。私は娘の名前も知らないし、無関係だ。私に着せないで、〇〇の名前に代えて下さい。私に係っているので、詳細開示希望。

誰れが何枚〇〇の成績証明書及び卒業証明書でつくったのですか。

(略)

「〇〇にきせた人のリスト」

本人の名前で本人の個人情報に、含まれかわることなので本人が、国の情報の開示を求める。

ア 「犯罪者リスト 殺人」の有無

イ 「犯罪者リスト 詐欺」の有無

ウ 「受刑者リスト」の有無

エ 「前科者リスト」の有無

オ 「〇〇刑務所リスト」の回数 「脱獄者リスト 〇〇」の回数

(略)

カ 「〇〇刑務所リスト」の回数 「脱獄者リスト 〇〇」の回数

(略)

キ 「〇〇刑務所リスト」の回数 「脱獄者リスト 〇〇」の回数

(略)

ク 「〇〇刑務所リスト」の回数 「脱獄者リスト 〇〇」の回数

(略)

ケ 「〇〇刑務所リスト」の回数 「脱獄者リスト 〇〇」の回数

(略)

(2) 令和7年10月23日受付意見書(諮問第243号) (第4において「意見書2」という。)

「裁判確定記録」の文書

(略)

「不起訴記録」の文書

(略)

「事件記録」の文書

(略)

〇〇事件

(略)

〇〇の夫殺人事件

(略)

〇〇団地

(略)

〇〇の事件

(略)

上記の件の開示希望理由は、損害賠償請求したい位だ。『刑事確定記録法』(昭和62年法律第64号)と『刑事確定訴訟記録法』と『刑事訴訟法』適用により、開示希望。

(略)

私に『着せた人リスト』

〇〇刑務所リスト」の回数 「脱獄者リスト 〇〇」の回数

(略)

「〇〇刑務所リスト」の回数 「脱獄者リスト 〇〇」の回数

〇〇が、偽名〇〇で〇〇募集人として、登録し営業し刑事事件を起こし入所し脱獄した。開示希望。

「〇〇刑務所リスト」の回数 「脱獄者リスト 〇〇」の回数  
(略)

(3) 令和7年11月21日受付意見書(諮問第240号) (第4において「意見書3」という。)

上記(1)及び(2)とおおむね同旨。

(4) 令和7年11月21日受付意見書(諮問第241号) (第4において「意見書4」という。)

「裁判確定記録」の文書

私は、刑事裁判をしたことがないのに、つまり裁判確定記録は、無い。はずなのに〇〇刑務所に、私の名前で入所している人が何人もいる。それは、〇〇刑務所に直接出向いて色々知った。とても驚いた。

その人たちの名前をあげると、〇〇、〇〇と〇〇等だ。それと、それらの人は、脱獄している。ことだった。ほとんどが、死刑判決を受けて入所している。

それらの私の名で入所した人達は、裁判を私の名でして、入所した事も知った。

だから、国の情報として「裁判確定記録」の文書に、私の名であるはずだ。例えば、〇〇や〇〇や〇〇(苗字が違うかもしれない)は、〇〇地方所で判決「死刑」を受けていて私の前科になっている。私は、きせられた被害者だ。

私は、〇〇が私の名前で殺人をして〇〇地方裁判所で〇〇年〇〇月〇〇日が判決日で有罪判決「死刑」判決で私の前科になっている。その日から3年以内なので、まだ、〇〇地方裁判所での民事事件私が、〇〇地方法務局を相手取り起こした保有個人情報の開示請求事件の裁判書類を届けにいった日に聞いた事務員が私に言った「ぶっ倒れる位の痛ましい遺体の写真」実況見分調書等、客観的証拠書類を全部閲覧・複写可能にして欲しい。その時に、裁判官が「生まれてこなかったら良かったのに」と言ったとか、「痛まし過ぎる遺体の写真」「殺し屋」だとか、何も知らなかったのに、見て知りたかった。何人も殺人をしていない私とその様なことを言われて怒りと悲しみを覚えた。どうしても見たかった。しかし、誰が呼んだのか〇〇が男と裁判書類受付事務所に入ってきたからか。無いといわれた。でも、是非見たかった。

たぶん「不起訴記録」も判決後3年以内なので、まだ記録を〇〇地方裁判所で保管していて見られるはずだった。

(略)

それに、〇〇や〇〇は、再犯(刑法第57条)が非常に多い。まったく反省していないので、今でも〇〇が偽名〇〇で、〇〇会社〇〇で犯行におよんでいる。常習犯だ。(刑法56条12項)偽名〇〇で登録(本人の名前で登録しなくてはいけない。(〇〇法))をしていて、保険詐欺とか〇〇君の時と同じように〇〇の妻になった人を次々に殺している。〇〇県の〇〇とか、〇〇でも〇〇地方検察庁職員が電話で、「偽名〇〇で登録してやった。〇〇刑務所等に入所脱獄した。」と聞いている。累犯も多い。私の家の現金とか、服とか毎日の様に盗んでいる。私の家の隣を空き家(〇〇)にして、電話通話とかでも、なりすまの犯罪してるようだし、毎日の様に家に入ってきて盗みをしたり、私の顔や体に傷を付けたりして、困り果てている。許せない。

それから、家を空けると少しでも入ってきて、盗難されたり、物を壊されたりして、嫌な思いをしている。

(略)

また、〇〇が、〇〇会社〇〇支社〇〇営業所で、数人殺人事件をした。私の名で登録をして、事件を起こして、〇〇刑務所に入所している件が、何か、どういう事件か知りたい開示を強く望む。〇〇でもしている。再犯者だ。

〇〇も、同様だ。再犯者で、〇〇県、〇〇県、〇〇県等ある。

どうかよろしくお願ひします。開示をしてください。私は、そんなにひどいことをした事が無い。真犯人名、裁判の被告人の名前を変えたい。私に、係わって来ている様にしないで欲しい。真犯人は、本人とんど分かっているのだから、本当の犯行におよんだ犯人の名前に変えて欲しい。と強く望む。再審したい。正したい。汚名を晴らしたい。

(略)

「不起訴記録」(刑事事件)の文書

私は、私の名で犯罪を着せられた被害者です。

私の名前の〇〇募集人登録者の犯罪〇〇が偽名〇〇でやった事件は、故意の犯罪行為殺人等、心喪失等が理由に、何故営業の仕事をしているのになるのか疑問だ。

〇〇年に、〇〇地方法務局に訪れたら、職員が18人の殺人等が不起訴で数千人にも及ぶ数を、〇〇会社〇〇支社〇〇営業所の偽名〇〇で〇〇募集人の〇〇がきせた。私は、その頃、〇〇で学んでいた。9時頃通報されたら、「全国で、数千人私の名の人があった。」その事と〇〇の事は私では無い。ただ、私がやった事になっている事件なのでその内容(客観的証拠つまり実況見分調書等や写真撮影報告書等)相当ひどい犯罪を着せられたその件を知っておきたいし、私の名前が使われた私の個人情報になってい

るので知る必要がある、) 開示を強く希望。

その件も含み〇〇年に特定地方検察庁C担当職員「多過ぎる」と言われた。

その件について知りたい。

その件のせいで、着せられたばかりに、就職や居住の時の身元保証人や保証会社や色々な面で突き出されたり真犯人ではなく孤立している多大な被害にあっている。

それらは、私がやった事や話したことではないので、何故どこの誰に、恨みを買っているのかわからないし、訳も分からず被害にあったり、殺されそうになったりした。

実は、後日特定地方検察庁Bの書類がないことに気が付いて、特定地方検察庁Bに出向いたら長官が〇〇県の事件が偽名〇〇である事が分かったらしく私の名前を、真犯人の名前〇〇に変える方法を話してくれたが、その方法以外で真犯人に変えることはできないか。真犯人に、訂正を希望する。開示を強く望む。

「事件記録」の文書

私は、〇〇県で何もやっていないのに、何も知らずにいる私に、私本人の国の情報の誤りを開示してほしい。再審希望。当事者になっているし本人の国の情報なので全部閲覧や複写の申請をしたい。

まず、〇〇刑務所に入所事件を誰が何を着せたのか「事件記録」全部が知りたいし、多すぎると聞いている〇〇地方法務局の事件全部を知りたい。

開示理由は、私本人の個人情報だから知る権利と知る必要がある。

〇〇の事件

〇〇会社の本社の社長秘書に、娘をさせたくて、優秀な秘書を数十人殺した。そして、〇〇年〇〇月頃に、〇〇大学病院〇〇科に私の名前で入院しているのを私は、見た。私は娘の名前も知らないし、無関係だ。私に着せないで、〇〇の名前に代えて下さい。私に係っているので、詳細開示希望。

(略)

(5) 令和7年11月21日受付意見書(諮問第242号) (第4において「意見書5」という。)

「裁判確定記録」の文書

私の裁判記録は無い。刑事裁判は無い。はずなのに、私の裁判確定記録があれば、教えて下さい。開示希望。

「不起訴記録」の文書

贈賄罪に

〇〇年〇〇月から〇〇月末の間に、〇〇会社〇〇法人〇〇営業部に在籍した。その時の物の贈賄罪が、何件あるのか。その後も、〇〇会社の私の名前の〇〇の物は、何件あるのか。その後は、どうか。

その後の、他社はどうか。何処か。とても、多いそうだが何件あるのか。教えて下さい。開示希望。

その他の罪で有るか。何か。何件あるのか。開示希望。

「事件記録」の文書

私の家の盗難家財事件

何回も来てもらい、やっと刑事事件にしてもらった。被害者〇〇、場所は、〇〇にあった。〇〇年〇〇月中旬の事件番号〇〇事件の事件記録。質問とお礼が言いたい。自宅の事件記録を見たい。開示希望。

〇〇年〇〇会社〇〇営業所盗難事件

〇〇年に、日曜日に営業所長が、面接してくれた時にこので、金庫の金を全部盗まれた時に、私の〇〇会社〇〇法人〇〇の物があつた。事件にはならなかったけど、」と言つた。その人は、〇〇駅まで追っかけてきて「死ぬ。」と、言われてしまった。私は、その様な事をしていないし「私では無い。」と、言つたけれどその様に、使われている様だから、教えて欲しい。

私の名で酷い刑事事件があつたようだったら、教えて下さい。開示希望。

〇〇家事件

〇〇大学の同じサークルの時の人で、家の外で電話してと言われて、電話をいつも連絡くれる係だつた人で、随分久しく電話したら、「家に来いとか。家の周りに来たら捕まえてやるとか。刑務所に入れてやる。」怒つたのを知つたのは初めてで、結局行かなかつた。結婚するとか言つていた。移転した。と聞いた。その

件。気になるから開示希望。

〇〇の〇〇代理店事件

〇〇年に、家の家財住宅総合、保険を担当してくれた〇〇、〇〇会社の営業の人が、酷い営業妨害と被害に合い2か所も移転した。その時に、退社した〇〇会社の私の名のものがあつた。5年位かけていて、今は、その人から加入した〇〇に加入しているのですが、癌でお亡くなりになつたので、詳しく聞けないので、開示希望。

私では知らない無い事件が、私に係つてきているので、どこの誰が、私に被害を受けたと思つて怒つているのか、容疑をかけているのか、交流に困るので知りたい。開示希望。

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日間の事件

私は、その間病院から出ていながつたが、その間に、私の名前で、吐い

た事件が300件以上400位あった。その事件を誰が、何をしたのか、その位は知りたい。開示希望

偽名登録事件

偽名登録を〇〇年〇〇月頃〇〇会社〇〇で、〇〇。再犯多。の事件記録。

〇〇会社で、〇〇と〇〇年〇〇が、今、〇〇募集人をしている。この人達の事件記録。再犯多い。

〇〇会社〇〇法人〇〇支社の人達全員。事件開示希望。

〇〇の事件

〇〇会社の本社の社長秘書に、娘をさせたくて、優秀な秘書を数十人殺した。そして、〇〇年〇〇月頃に、〇〇大学病院〇〇科に私の名前で入院しているのを私は、見た。私は娘の名前も知らないし、無関係だ。私に着せないで、〇〇の名前に代えて下さい。私に係っているのです、詳細開示希望。

(略)